

京都市「洛西“SAIKO”プロジェクト」に掲げる 「交通のバージョンアップ」の推進に係る補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則に基づき、「洛西“SAIKO”プロジェクト」に掲げる「交通のバージョンアップ」の実現に向けて、まちづくりと連動した持続可能な公共交通を構築することを目的に、本市域を運行する公共交通事業者との連携による運賃制度のシームレス化に資する取組を行う交通事業者に対して交付する、京都市「洛西“SAIKO”プロジェクト」に掲げる「交通のバージョンアップ」の推進に係る補助金（以下「市補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業者）

第2条 市補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象事業者」という。）は、事業の実施により市補助金の交付を受けようとする年度（以下「事業年度」という。）の4月1日時点で、本市西京区洛西地域において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に基づく運行を行う者（ただし、その運行体系及び運賃体系等から、京都市民の日常生活に使用されると認められない路線のみを運行する者を除く。）とする。

（補助対象事業）

第3条 市補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は「洛西“SAIKO”プロジェクト」に掲げる「交通のバージョンアップ」に基づき実施する運賃制度のシームレス化に資する事業とし、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 公共交通利用者の便益を最大化する観点から、本市域を運行する公共交通事業者と連携のうえ、同一のサービスに共同で取り組む内容を含む事業であること。
- (2) 国が補助金の交付を決定した事業であること。なお、国庫補助金等の交付対象に選定されなかった事業及び国庫補助金等の申請を行わない事業についても、市長が適当と認めた場合は、市補助金の対象とする。
- (3) 補助対象事業のうち、補助の対象となりうる部分が、補助を受けようとする年度において、本市の他制度による補助を受けないこと。又は、補助部分が、本市の他制度による補助金の交付対象外であること。

（補助対象経費）

第4条 市補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業のうち、運賃制度のシームレス化に資する設備の導入に要する経費（システム開発

費、設備整備費等）で国が補助金の交付の対象として認めた経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費を控除した経費とする。

- (1) 本市の区域外を運行するバス路線に係る経費
- (2) 自社専用システムに係る機器の整備費

（補助金の額）

第5条 市補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内の額とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

- 2 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付の申請を行おうとする者は、補助事業に着手しようとする日の15日前までに、京都市「洛西“SAIKO”プロジェクト」に掲げる「交通のバージョンアップ」の推進に係る補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。ただし、国庫補助金等の申請を行わない場合にあっては、第2号に掲げる書類の提出は不要とする。

- (1) 補助対象経費に係る見積書等の写し
- (2) 国庫補助金等に係る申請書類等の写し
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第7条 市長は前条による申請が到着した日から15日以内に、補助金の交付及び交付予定額又は不交付を決定する。

- 2 前項に基づき、交付を決定したときは、条例第12条第1項の規定に基づき、京都市「洛西“SAIKO”プロジェクト」に掲げる「交通のバージョンアップ」の推進に係る補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付を決定したときは、条例第12条第2項の規定に基づき、京都市「洛西“SAIKO”プロジェクト」に掲げる「交通のバージョンアップ」の推進に係る補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、当該申請に係る事項について、条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第8条 条例第13条第1項の規定により申請の取下げを行おうとする者は、申請を取り下げる旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(交付決定の変更申請等及び通知)

第9条 補助事業者は、第7条の規定に基づき交付決定を受けた内容を変更又は中止（廃止）しようとするときは、次項に掲げる軽微な変更を除き、あらかじめ京都市「洛西“SAIKO”プロジェクト」に掲げる「交通のバージョンアップ」の推進に係る補助金変更承認申請書（第4号様式）又は京都市「洛西“SAIKO”プロジェクト」に掲げる「交通のバージョンアップ」の推進に係る補助金中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助対象事業の目的及び主たる内容以外の変更であつて、補助金の額に変更を生じないもの又は変更が生じる補助金の額が交付予定額の20%以内であるものをいう。

3 市長は、第1項による申請を承認したときは、京都市「洛西“SAIKO”プロジェクト」に掲げる「交通のバージョンアップ」の推進に係る補助金変更交付決定通知書（第6号様式）又は京都市「洛西“SAIKO”プロジェクト」に掲げる「交通のバージョンアップ」の推進に係る補助金中止（廃止）承認通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(補助対象事業の完了期限)

第10条 補助事業者は、補助金を受けようとする会計年度の3月31日までに補助対象事業を完了するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了日から30日を経過した日又は事業年度の3月31日のいずれか早い日までに、京都市「洛西“SAIKO”プロジェクト」に掲げる「交通のバージョンアップ」の推進に係る補助金実績報告書（第8号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。ただし、国庫補助金等の申請を行わない場合にあっては、第2号に掲げる書類の提出は不要とする。

- (1) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (2) 国庫補助金等に係る交付（予定）額を証する資料
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、補助事業者から前条による報告を受けたときは、これを審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、京都市「洛西“SAIKO”プロジェクト」に掲げる「交通のバージョンアップ」の推進に係る補助金交付額確定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに本市所定の請求書を市長に提出しなければならない。

(取得財産等の管理等)

第 14 条 補助事業者は、補助金で取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第 15 条 補助事業者は、取得財産等について、条例第 3 1 条第 1 項に規定されている処分の制限を受けるものとする。

2 条例第 3 1 条第 1 項に規定する市長等が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）に準じるものとする。

3 補助事業者は、条例第 3 1 条第 1 項に基づく市長の承認を受けようとするときは、京都市「洛西“SAIKO”プロジェクト」に掲げる「交通のバージョンアップ」の推進に係る補助金取得財産等処分承認申請書（第 1 0 号様式）を市長に提出しなければならない。

4 補助事業者が前項の規定による市長の承認を受けて取得財産等の処分をした場合において、市長は、当該補助事業者に交付した補助金の全部又は一部を市に納付させるものとする。ただし、補助事業者の責に帰さない事由により処分する等、市長がやむを得ないと認める場合にはこの限りではない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 16 条 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 補助金の交付の目的に反して補助金を使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の経理)

第 17 条 補助事業者は、補助事業に係る一切の書類について、当該補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第 18 条 補助事業者は、補助対象事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当

該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助対象事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

- 2 補助事業者は、補助対象事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。
- 3 本条の規定は補助対象事業の完了後（補助対象事業の廃止の承認を受けた場合も含む。）も有効とする。

（補則）

第 19 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市計画局長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から実施する。

（適用区分）

- 2 この要綱は、令和 6 年度の市補助金から適用する。

京都市「洛西“SAIKO”プロジェクト」に掲げる
「交通のバージョンアップ」の推進に係る補助金
交付申請書

年 月 日

（宛先）京都市長

＜申 請 者＞

郵便番号 〒

住所・所在地

社名・団体名

代表者（職）・氏名



以下のとおり補助金の交付を申請します。

1 連絡先・書類送付先

担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	
交付決定通知等の 書類送付先（※）	住所：〒 氏 名：

※申請者と異なる住所に書類送付を希望される場合は、御記入ください。

申請者と同じ住所に送付を希望される場合は、「同上」としてください。

2 添付書類

- ☐ 補助対象経費に係る見積書等の写し
- ☐ 国庫補助金等に係る申請書類等の写し（国庫補助金等の申請を行う場合）
- ☐ その他市長が特に必要と認める書類（特に指示があった場合）

3 事業実施（予定）期間

事業実施 （予定）期間	年 月 日 ～ 年 月 日
----------------	---------------

【注意】事業年度の4月1日から3月31日までの期間を記入してください。

4 供用開始予定時期

供用開始 予定時期	年 月 日
--------------	-------

【注意】事業年度の3月31日までの期間を記入してください。この期間内に供用を開始できない場合は、翌年度4月1日以降の日付を記載し、以下にその理由を記載してください。

理由	
----	--

5 補助対象事業の内容等

項 目	単価	件数	金額
合 計			(A) 円

(単位：円)

6 国庫補助金等の交付申請の有無

【注意】国庫補助金等の交付申請の有無について、該当する選択肢にチェックしてください。交付申請を行わない場合はその理由を記入してください。

また、交付申請を行う場合は、補助金名を選択のうえ、交付申請額を記入してください。

交付申請 の有無	☐ 申請済み（申請予定を含む）
	☐ 申請しない
	(申請しない場合はその理由)

補助金名	交付申請額
☐ 共創・M a a S 実証プロジェクト【国土交通省】	円
☐ その他（ ）	円
小 計	円

7 国庫補助金等の交付決定の有無

【注意】国庫補助金等の交付決定の有無について、該当する選択肢にチェックしてください。交付決定を受けている場合は、交付決定額を記入してください。

交付決定 の有無	☐ 交付決定を受けている
	☐ 交付決定を受けていない

補助金名	交付決定額
☐ 共創・M a a S 実証プロジェクト【国土交通省】	円
☐ その他（ ）	円
小 計	円

8 補助金交付申請額

(A) 円	×	(補助率) 1 / 2	=	円
				※千円未満切り捨て

第2号様式（第7条関係）

**京都市「洛西“SAIKO”プロジェクト」に掲げる
「交通のバージョンアップ」の推進に係る補助金
交付決定通知書**

年 月 日	京都市指令都歩ま第 号
（申請者の氏名・名称及び代表者名）	京都市長 ㊟ 〔担当：都市計画局歩くまち京都推進室〕

年 月 日付けで申請のありました京都市「洛西“SAIKO”プロジェクト」に掲げる「交通のバージョンアップ」の推進に係る補助金につきましては、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

交付予定額	円
交付条件	1 市補助金は、補助対象事業の目的以外に支出してはいけない。 2 補助対象事業実施後に補助対象経費の額に増額があった場合でも、受給できる市補助金の額の上限は、本交付決定通知書に記載のある交付予定額となる。 3 条例第32条の規定により立入調査又は質問をすることがある。 4 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受ける必要がある。 5 補助対象事業の実施により得られた成果や課題を、本市や市域の交通事業者によく共有するよう努めること。成果の共有にあたり、本市の市政運営に活用するため、取組により得られた乗降データ等の交通データを本市に提供するよう求めることがある。この場合、本市と協議のうえ、秘密保持契約を結ぶことができる。 6 補助対象事業の実施に当たっては、個人情報の保護に十分留意すること。

第3号様式（第7条関係）

**京都市「洛西“SAIKO”プロジェクト」に掲げる
「交通のバージョンアップ」の推進に係る補助金
不交付決定通知書**

年 月 日	京都市指令都歩ま第 号
（申請者の氏名・名称及び代表者名）	京都市長 ㊟ 〔担当：都市計画局歩くまち京都推進室〕

年 月 日付けで申請のありました京都市「洛西“SAIKO”プロジェクト」に掲げる「交通のバージョンアップ」の推進に係る補助金につきましては、下記のとおり交付しないことに決定しましたので通知します。

記

交付申請額	円
不交付の理由	
教 示	この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができる。 ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできる（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。

第 4 号様式（第 9 条関係）

**京都市「洛西“SAIKO”プロジェクト」に掲げる
「交通のバージョンアップ」の推進に係る補助金
変更承認申請書**

（あて先） 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 ⑩ 電話

京都市補助金等の交付等に関する条例第 11 条第 1 項第 1 号の規定により変更の承認を申請します。	
交付申請額 （変更後）	円
変更の内容	
添付書類	

第 5 号様式（第 9 条関係）

**京都市「洛西“SAIKO”プロジェクト」に掲げる
「交通のバージョンアップ」の推進に係る補助金
中止（廃止）承認申請書**

（あて先） 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 ⑩ 電話

京都市補助金等の交付等に関する条例第 11 条第 1 項第 2 号の規定により補助事業の中止・廃止の承認を申請します。	
申請の種別	中 止 ・ 廃 止
交付決定通知書の 年月日及び文書番号	年 月 日 京都市指令都歩ま第 号
中止・廃止の 期間・期日	
中止・廃止の理由	

第 6 号様式（第 9 条関係）

京都市「洛西“SAIKO”プロジェクト」に掲げる
「交通のバージョンアップ」の推進に係る補助金
変更交付決定通知書

年 月 日 (申請者の氏名・名称及び代表者名)	京都市指令都歩ま第 号 京都市長 ⑩ 〔担当：都市計画局歩くまち京都推進室〕
----------------------------	--

年 月 日付けで申請のありました京都市「洛西“SAIKO”プロジェクト」に掲げる「交通のバージョンアップ」の推進に係る補助金変更承認申請について、下記のとおり承認し、補助金の交付内容を変更することを決定したので、京都市「洛西“SAIKO”プロジェクト」に掲げる「交通のバージョンアップ」の推進に係る補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定に基づき通知します。

記

変更交付決定の内容	
交付条件	

第 7 号様式（第 9 条関係）

**京都市「洛西“SAIKO”プロジェクト」に掲げる
「交通のバージョンアップ」の推進に係る補助金
中止（廃止）承認通知書**

年 月 日	京都市指令都歩ま第 号
（申請者の氏名・名称及び代表者名）	京都市長 ㊟ 〔担当：都市計画局歩くまち京都推進室〕

年 月 日付けで申請のありました京都市「洛西“SAIKO”プロジェクト」に掲げる「交通のバージョンアップ」の推進に係る補助金中止（廃止）承認申請について、下記のとおり承認することを決定したので、京都市「洛西“SAIKO”プロジェクト」に掲げる「交通のバージョンアップ」の推進に係る補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定に基づき通知します。

記

対象事業	年 月 日付けで申請のあった京都市「洛西“SAIKO”プロジェクト」に掲げる「交通のバージョンアップ」の推進に係る補助金中止（廃止）承認申請書に記載の事業
中止・廃止の 期間・期日	

**京都市「洛西“SAIKO”プロジェクト」に掲げる
「交通のバージョンアップ」の推進に係る補助金
実績報告書**

年 月 日

（宛先）京都市長

<申 請 者>

郵 便 番 号 〒

住 所 ・ 所 在 地

社 名 ・ 団 体 名

代表者(職)・氏名

㊟

年 月 日付け京都市指令都歩ま第 号をもって交付決定通知を受けた補助事業を完了しましたので、京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 8 条の規定により、下記のとおり事業の実績を報告します。

記

補助金交付 申請額	円
	（※詳細は別紙のとおり）
事業実施期間	____年____月____日 ～ ____年____月____日
	【注意】 事業年度の 4 月 1 日から 3 月 3 1 日までの期間を記入してください。
供用 開始時期	年 月 日
理 由	（事業年度の 3 月 3 1 日までに供用を開始できない場合は、その理由を御記載ください。）
添付書類	☐ 補助対象経費に係る領収書等の写し ☐ 国庫補助金等に係る交付（予定）額を証する資料（国庫補助金等の申請を行う場合） ☐ その他市長が必要と認める資料（特に指示があった場合）

1 補助対象事業の内容等

(単位：円)

項 目	単価	件数	金額
合 計			(A) 円

2 国庫補助金等の額

【注意】国庫補助金等の交付を受ける場合、補助金交付（予定）額を記入してください。

補助金名	交付申請額
☐ 共創・M a a S 実証プロジェクト【国土交通省】	円
☐ その他（ ）	円
小 計	円

3 補助金交付申請額

(A) 円	×	(補助率) 1 / 2	=	(B) 円 ※千円未満切り捨て
-------	---	-------------	---	--------------------

補助申請額：(B)、交付決定通知書の交付予定額のうち
いずれか少ない額

(補助申請額)
円

第 9 号様式（第 1 2 条関係）

**京都市「洛西“SAIKO”プロジェクト」に掲げる
「交通のバージョンアップ」の推進に係る補助金
交付額確定通知書**

年 月 日	京都市指令都歩ま第 号
（申請者の氏名・名称及び代表者名）	京都市長 ㊟ 〔担当：都市計画局歩くまち京都推進室〕

年 月 日付け京都市「洛西“SAIKO”プロジェクト」に掲げる「交通のバージョンアップ」の推進に係る補助金実績報告書について内容を審査した結果、京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 9 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付額を確定しましたので通知します。

記

交付決定通知書の年月 日及び文書番号	年 月 日 京都市指令都歩ま第 号
交 付 額	円

京都市「洛西“SAIKO”プロジェクト」に掲げる
「交通のバージョンアップ」の推進に係る補助金
取得財産等処分承認申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名
	電話
	⑩

年 月 日付け京都市指令都歩ま第 号をもって交付額決定通知を受けた標記補助事業により取得した財産を処分したいので、下記のとおり申請します。

記

取得財産の種類 及び取得年月日	
取得価額	円
補助金交付額	円
処分の理由	
添付書類	

